

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（514）」

2. 日時：平成29年2月6日 13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 13階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

内藤安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江崙安全審査官、岸野安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、安達係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他28名

電源開発株式会社：原子力建築室 建築技術タスク担当 他2名

東北電力株式会社：土木建築部 土木建築業務 副長 他3名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長 他2名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当副長（耐震建築）他2名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」、「39条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から、以下の点について指摘を行った。

<第4条> 地震による損傷の防止について

- 基準地震動の策定に係る解放基盤表面の設定方針について、設定の考え方を整理して説明すること。
- 先行プラントを参考にしつつ、柏崎刈羽原子力発電所の審査で明らかになった特有の論点についても、設計方針への反映を検討すること。
- 基礎地盤傾斜による制御棒挿入性への影響については、地盤傾斜による据付け時のミスアライメントへの影響、及び基準地震動作用による影響を定量的

に評価した上で、評価の妥当性を詳細に説明すること。

<第39条> 地震による損傷の防止について

- 免震重要棟内緊急時対策所とその内部に設置する設備について、期待する機能を明確にした上で、設備分類の適用の考え方、設備分類に対する基準適合性を詳細に説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：(平成29年2月3日提出資料と同じ)

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について(指摘事項に対する回答)